



郡山市健康危機対策本部会議の  
配布資料を送付します



ターゲット 3.3

令和2年3月12日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月12日（木）に開催した「郡山市健康危機対策本部会議」の配布資料は別添のとおりです。

# 令和元年度第7回郡山市健康危機対策本部会議

## 次 第

日 時 令和2年3月12日(木)  
16時30分から  
場 所 庁 議 室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1) 市内で確定患者が発生した場合の感染症法等に基づく対応について 資料1

(2) 市職員等又は家族が確定患者となった場合の対応について 資料2

(3) 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の公表について 資料3

(4) その他 資料4

### 4 閉 会

## 市内で確定患者が発生した場合の感染症法等に基づく対応について

### 1 確定患者について

- ・ 感染症指定医療機関に入院を勧告（感染症法第 19 条）
- ・ 退院基準を満たせば退院。以後特別の措置なし

### 2 積極的疫学調査（感染症法第 15 条）の実施について

#### (1) 濃厚接触者の把握と対応

- ・ 確定患者が症状発現（発熱又は呼吸器症状等）後接触した者について調査を行い、「濃厚接触者」を把握する。
- ・ 濃厚接触者で発熱・呼吸器症状がある者に PCR 検査を行う。
- ・ 濃厚接触者で、症状の無い者については最終暴露から 14 日間健康観察を行う。

#### (2) 「濃厚接触者」の定義

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）令和 2 年 2 月 27 日版（国立感染症研究所感染症疫学センター）による。

患者（確定例）が症状発現した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話をすることが可能な距離（目安として 2 メートル）で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。

### 3 確定患者が使用した施設等について

#### (1) 施設の使用

- ・ 施設の消毒、施設職員等の健康状況を確認するため、必要な日数の施設利用を中止する。

#### (2) 施設の消毒

- ・ 施設管理者は保健所の助言を受けて患者が症状発現後滞在した施設・場所については、滞在の状況に応じ、必要な消毒を行う。
- ・ その際の消毒の範囲は必要以上の対応とならないよう留意する。

#### (3) 消毒の方法

- ・ 消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、不特定多数の利用者が触れる部分についてふき取りを行うことを基本とする。

### 4 附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

## 市職員等又は家族が確定患者となった場合の対応について

### 1 目 的

市職員及び市施設等に勤務する委託業者等（以下「市職員等」という。）又はその家族が新型コロナウイルス感染症の確定患者となった場合、市施設内における感染拡大を防止するため以下の対応を行う。

なお、この対応は市内の確定患者数が少数にとどまり、以下の対応とすることが市内の感染防止に効果があると考えられる期間に限るものとする。

### 2 市職員等が確定患者となった場合の対応

#### (1) 保健所長は確定患者に対し感染症指定医療機関に入院を勧告。（感染症法第 19 条）

なお、退院基準を満たしたとき退院となる。以後、職場復帰とする。

#### (2) 濃厚接触市職員等の把握

保健所長は確定患者が症状発現（発熱又は呼吸器症状等）接触した者について調査を行い、「濃厚接触者」を把握する。なお、確定患者が症状発現後出勤していない場合は、所属課の市職員等は濃厚接触者に該当しないものとする。

#### (3) 濃厚接触市職員等の範囲（確定患者が症状発現後出勤にしていた場合）

- ① 所属課の市職員等のうち半径 2メートル以内に座席が入る者は無条件で濃厚接触者とする。
- ② 所属課の市職員等のうち①以外の者については、確定患者の症状発現後滞在期間、確定患者との業務上の接触の程度を考慮し、総合的に判断する。
- ③ 確定患者市職員等が症状発現後、必要な感染予防策（マスク）なしで、業務上接触（2メートル以内で長時間）した業者等外部者について濃厚接触者とする。
- ④ 所属の市職員等が確定患者となり入院し又は濃厚接触市職員等が自宅待機となった場合は、所属は業務継続計画（BCP）に基づき事務を継続する。なお、継続すると判断した業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。

#### (4) 濃厚接触市職員等への対応

- ① 保健所長は、濃厚接触市職員等で発熱、呼吸器症状がある者に PCR 検査を行う。濃厚接触市職員等は結果が出るまでは自宅で待機する。
- ② 濃厚接触市職員等で症状の無い者は 14 日間、自宅で待機する。
- ③ 濃厚接触とされない他課の市職員等については、出勤前に体温を測定し、発熱があれば出勤しない、若しくは勤務中に発熱した場合は帰宅する。また、発熱等症状がない場合はマスクを着用し勤務する。

#### (5) 濃厚接触市職員等が利用した職場、施設等の消毒等

- ① 所属長（課長）は、施設等の消毒、施設等の市職員等の確認が終了するまでは、当該施設等の業務を停止する。
- ② 所属長（課長）は、保健所の助言を受け、確定患者市職員等が症状発現後滞在した施設・場所については、その滞在の状況に応じて、必要な消毒を行う。その際消毒の範囲は必要以上の対応とならないよう留意する。

③ 消毒の方法については、別添により実施する。

#### (6) 確定患者市職員等に関する市民への情報公開

確定患者市職員等が窓口業務等不特定多数の市民に対応していた場合、市内の確定患者数が少数にとどまり、確定患者市職員等に関連する情報を公開することが、市内の感染防止に効果があると考えられる場合、市長は当該市職員等の所属課（窓口名）、当該市職員等の症状発現から勤務停止までの期間について速やかに公表し、当該市職員等と接触があった市民には保健所に相談するよう、報道機関等を通じて要請する。

### 3 市職員等の家族が確定患者となった場合の対応

#### (1) 市職員等への対応

濃厚接触者でかつ症状の無い場合は、14日間自宅で待機する。

#### (2) 市職員等が症状を有している場合の対応

PCR 検査を行い、確定患者となった場合「2 市職員等が確定患者となった場合の対応」の措置をとる。

### 4 その他

#### (1) 出勤前の体温測定と発熱時の勤務自粛

市職員等は、出勤前に体温を測定し、発熱等症状があれば所属長（課長）へ報告し出勤しない。また、出勤後に発熱等症状があれば所属長（課長）へ報告し帰宅する。

#### (2) 発熱等症状のある市職員等の対応

発熱等症状のある市職員等は、速やかにかかりつけ医を受診し、診断結果を所属長（課長）に報告する。

#### (3) 職員厚生課長・保健所長への報告

上記の報告を受けた所属長（課長）は、遅滞なく職員厚生課長に報告する。職員厚生課長は取りまとめの上、日報として保健所長へ報告する。

#### (4) 職場の換気の実施

この感染症は、密閉状況において感染拡大することから、所属職員は始業前、昼食時、定時退庁時に換気を行う。

### 5 附 則

この基準は、令和2年3月12日から施行する。

## (別添) 消毒の方法

感染拡大防止のため、厚生労働省から通知等(※)に基づき施設等の適切な消毒をお願いします

### 〈作業全般の注意事項〉

- ・消毒作業者は二次感染予防のため、使い捨てゴム手袋、使い捨てマスク、ゴーグル（または保護メガネ）等を着用し作業を実施する
- ・作業に使用したものは、使用後すぐにゴミ袋を二重にしたものに入れ廃棄する

### 〈用意するもの〉

- ・消毒薬（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム）
  - ・使い捨てタオル（または使い捨てクロス）
  - ・使い捨てゴム手袋
  - ・使い捨てマスク
  - ・ゴーグル（または保護メガネ） → 再使用する場合消毒して使用する
  - ・バケツ
  - ・ゴミ袋
- 使用後は廃棄し再使用しない

### 〈消毒箇所〉

感染者が接触した可能性のある箇所

（ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、手すり、蛇口、流水レバーなど）

### 〈消毒手順〉

- ① ゴミ袋を二重したものを準備
- ② 使い捨て手袋、使い捨てマスク、ゴーグル（保護メガネ）等を着用
- ③ バケツ等に消毒薬を調整
  - ・次亜塩素酸ナトリウムは0.1%に希釈：原液が6%の場合60倍に希釈
  - ・消毒用アルコールは原液のまま使用
- ④ 消毒薬を使い捨てタオル等に染みこませ、該当箇所をふき取り  
(次亜塩素酸ナトリウムで消毒の場合、その後使い捨てタオル等で水拭き)
- ⑤ 使用した使い捨てタオル等はすぐゴミ袋に入れ、ゴミ袋の口はその都度しめる

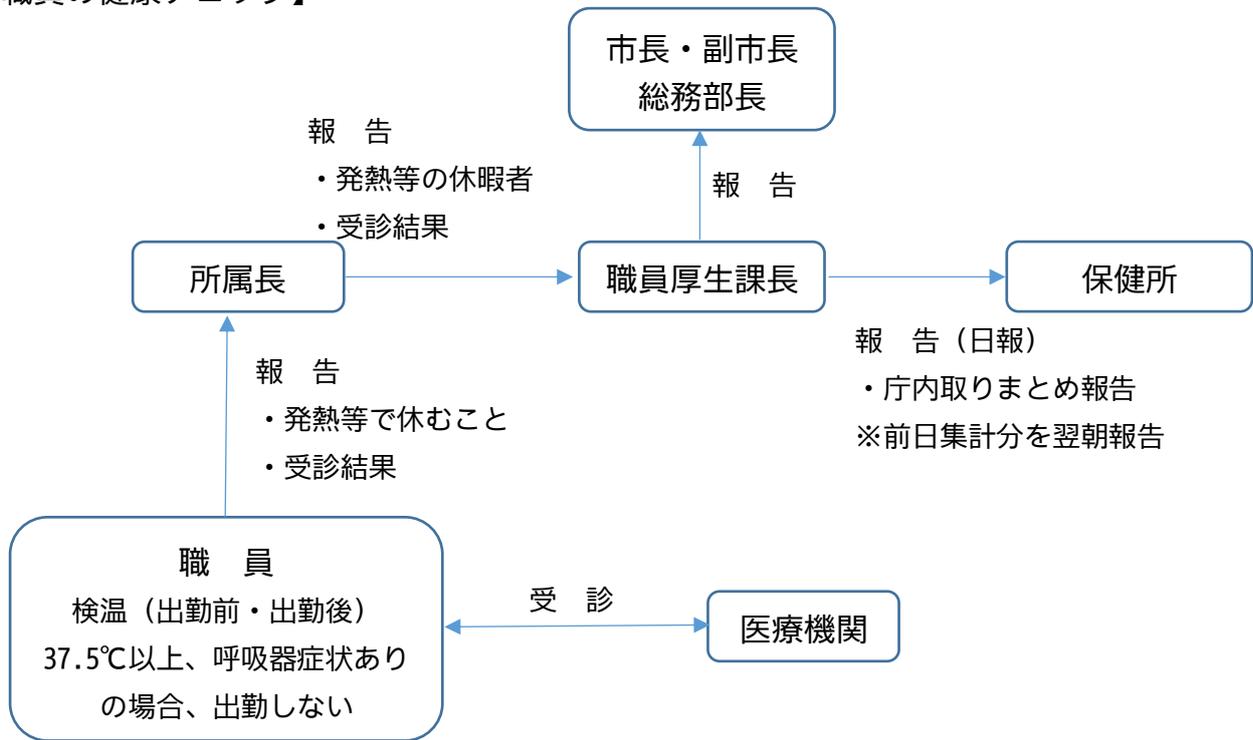
※「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）

「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス(2015年6月25日版)」（一般社団法人日本環境感染学会）

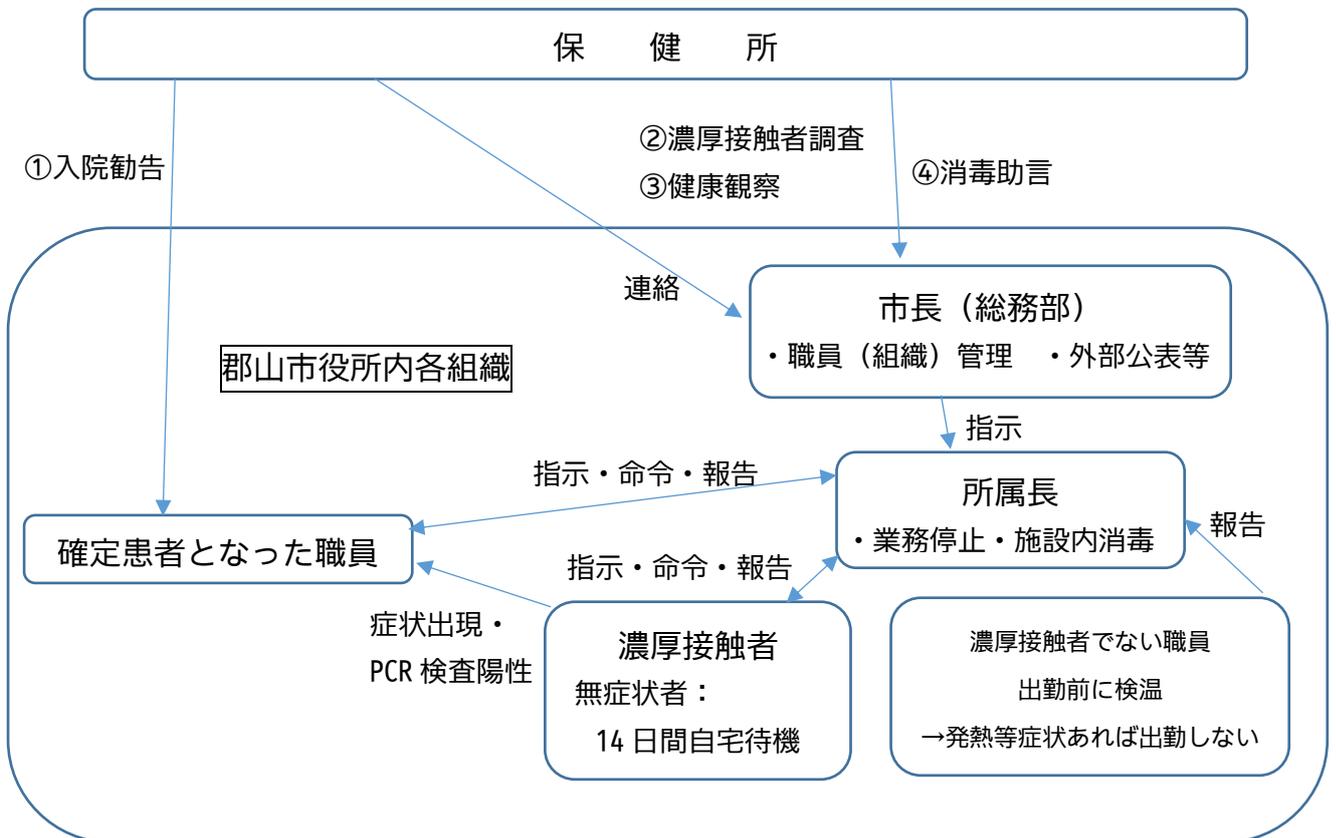
「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）

## 市職員の健康チェック・確定患者発生時のフロー

### 【職員の健康チェック】



### 【市職員等が確定患者となった場合】



## 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の公表について

郡山市内の医療機関から郡山市保健所に確定患者の届け出があった場合の公表の取り扱いについては、市内の確定患者数が少数にとどまり、確定患者に関連する情報を公開することが、市内の感染防止に効果があると考えられる期間に限り以下のとおりとする。

なお、以下の考え方は基本であり、個々の確定患者の発症から保健所が把握するまでの間、公衆衛生上の必要性を前提に症状や行動の内容に応じ、実情に応じ関係者と協議の上、個別に対応する。

### 1 確定患者に関する情報

- (1) 確定患者の属性（性、年齢、職業、居住地域等）については、福島県が公表する情報とする。
- (2) 確定患者の勤務先等については、不特定多数の者が日常的に利用する市有施設であって、患者が発症後も勤務していることが確認された場合には、施設名を公表する。
- (3) 確定患者の勤務先等について、特定の者が利用する市有施設であっても、小中学校、保育所等名を公表しないことによって、どの施設で発生したのかと多くの市民に不安が生じることが想定される場合は、公表する。
- (4) 確定患者の住所については、公表しない。

### 2 確定患者が利用した宿泊施設・公共交通機関に関する情報

確定患者が、発症から保健所が把握するまでの間に、利用した宿泊施設及び公共交通機関（以下「施設及び機関」という。）については、クラスター感染の防止など公衆衛生上の必要性を前提に、個人のプライバシーの確保、そして社会システムの維持等を勘案し、公表の内容を決定する。

また、その他の利用施設については、この考え方に準じて公表の内容を決定する。

なお、国や福島県の公表内容との整合性を図る。

### 3 濃厚接触者に関する個人情報

- (1) 濃厚接触者に関する個人情報は公表しない。
- (2) 濃厚接触者は PCR 検査結果で陽性と判断された段階で確定患者となることから、上記「1 確定患者に関する情報」及び上記「2 確定患者が利用した宿泊施設・公共交通機関に関する情報」の取り扱いとする。

### 4 今後の見直し

この公表基準は今後の状況変化や国県の方針を踏まえ、変更することがある。

### 5 附 則

この基準は、令和2年3月12日から施行する。

## こども部所管施設の利用状況（令和2年3月3日～11日）

○ 放課後児童クラブ利用児童数 : 開設数 38校 57クラブ

月 日	入会児童数 (3/2 現在)	利用児童数	利用率(%)
3月3日(火)	2,266 人	1,371 人	60.5
4日(水)		1,229 人	54.2
5日(木)		1,290 人	56.9
6日(金)		1,253 人	55.3
7日(土)		243 人	10.7
9日(月)		1,267 人	55.9
10日(火)		1,305 人	57.6
11日(水)		1,216 人	53.7

※ 開設日：月曜日～土曜日

○ 地域子ども教室利用児童数 : 開設数 6校 (閉所 4校)

月 日	入会児童数 (3/2 現在)	利用児童数	利用率(%)
3月3日(火)	166 人	44 人	26.5
4日(水)		56 人	33.7
5日(木)		46 人	27.7
6日(金)		45 人	27.1
9日(月)		48 人	28.9
10日(火)		34 人	20.4
11日(水)		42 人	25.3

※ 開設日：月曜日～金曜日

○ 子育て支援施設（地域子育て支援センター）利用者数

(人)

	ニコニコこども館		東部		西部		南部		北部		合計	
	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども
3月3日(火)	48	59	14	11	6	7	7	9	35	41	110	127
4日(水)	58	80	13	13	9	11	7	8	18	23	105	135
5日(木)	48	52	15	12	12	14	9	12	27	32	111	122
6日(金)	64	80	24	26	7	10	7	9	18	22	120	147
7日(土)	29	37	13	15	4	4	6	5	18	18	70	79
8日(日)	39	41	6	6	6	6	4	9	18	14	73	76
9日(月)	39	43	33	37	2	2	7	9	20	21	101	112
10日(火)	56	66	10	13	9	11	5	6	26	31	106	127
11日(水)	62	76	22	23	5	6	10	10	24	31	123	146

※ 3月3日の北部子育て支援センターは、パネルシアター実施ため利用者増となった。